

## 2. 糖尿病リスク者向け保健指導

### (1) 対象者

30 歳以上で、特定保健指導非該当且つ当組合が定めた血糖値のリスク基準に達した被保険者及び被扶養者へ保健指導を実施します。40 歳以上の被保険者は、血圧リスクを追加します。(加入者区分及び対象年齢別詳細基準は別紙参照)。但し、事業所の労働安全衛生法に基づく対処方針、意向を確認のうえ、実施有無を調整します。

### (2) 実施期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

### (3) 実施方法

(株)ベネフィットワン・ヘルスケアまたは(株)ホームナースへの委託及び当健保組合の専門職により面談、電話、メールにて 4 ヶ月間保健指導を実施。

| 35-64歳までの保健指導    |      | 30-39歳  | 特定健診・特定保健指導対象年齢   |        |   |
|------------------|------|---|---|--------|---|
|                  |      |   | 40-50歳  | 51-59歳 | 60-64歳  |
| 被<br>保<br>険<br>者 | 対象条件 | 空腹時血糖100以上<br>空腹時血糖値がない場合は<br>HbA1c5.6以上<br>且つ未服薬者(問診票) | 情報提供者且つ<br>空腹時血糖100以上126未満<br>空腹時血糖値がない場合<br>HbA1c5.6以上6.5未満<br>且つ血圧140/90未満<br>未服薬者(問診票) |        | 情報提供者且つ<br>空腹時血糖100以上126未満<br>空腹時血糖値がない場合<br>HbA1c5.6以上6.5未満<br>且つ血圧140/90未満<br>未服薬者(問診票) |
|                  | 指導期間 | 4ヶ月   |   |        | 4ヶ月   |
|                  | 指導内容 | 面談1回(初回)<br>中間確認1回(メール又は電話)<br>最終確認(メール又は電話)            |   |        | 面談1回(初回)<br>中間確認1回(メール又は電話)<br>最終確認(メール又は電話)  |
| 被<br>扶<br>養<br>者 | 対象条件 | 空腹時血糖100以上<br>空腹時血糖値がない場合は<br>HbA1c5.6以上<br>且つ未服薬者(問診票) | 情報提供者 空腹時血糖100以上<br>空腹時血糖値がない場合は<br>HbA1c5.6以上<br>且つ未服薬者(問診票)                             |        |   |
|                  | 指導期間 | 4ヶ月   |   |        |   |
|                  | 指導内容 | 面談1回(初回)<br>最終確認(メール又は電話)                               |   |        |   |